

第3次千葉県住生活基本計画策定検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 第3次千葉県住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し、本県の住宅事情及び住宅をとりまく社会経済情勢を踏まえ、必要な事項について検討するため、第3次千葉県住生活基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定に係る以下の事項に関すること。
 - ①基本的な方針
 - ②施策体系及び目標
 - ③目標達成に必要な具体的施策
- (2) その他、計画の策定に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 会議には、会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ県が召集する。

- 2 会長は、会議の座長となる。
- 3 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、県土整備部都市整備局住宅課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、県が別に定める。

- 2 この会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

附則（平成27年8月10日 住第549号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年8月10日から実施する。

（失効）

この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附則（平成28年5月30日 住第268号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年5月30日から実施する。

附則（平成28年11月30日 住第969号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年11月30日から実施する。

別紙

第3次千葉県住生活基本計画策定検討会議委員名簿

(敬称略)(分類別五十音順)

区分	氏名	所属
学識経験者	こばやし ひでき 小林 秀樹	千葉大学大学院工学研究科教授
	きだゆき まりこ 定行 まり子	日本女子大学家政学部住居学科教授
	はっとり みねき 服部 岑生	NPO法人ちば地域再生リサーチ理事長 (千葉大学名誉教授)
民間有識者	えんざき なおゆき 圓崎 直之	(一社)千葉県建築士会会長
	きはら みのる 木原 稔	(一社)千葉県商工会議所連合会専務理事
	きゆうの たけお 弓野 武郎	(株)ちばぎん総合研究所調査部長
	こいで おさみ 小出 修身	(一財)日本不動産研究所千葉支所長
	たかはし よしえ 高橋 芳恵	千葉県ホームヘルパー協議会副会長
	ふかたに かつこ 深谷 捷子	千葉県消費者団体連絡協議会会計監査
関係機関	いしはら しげお 石原 重雄	流山市副市長
	かみむら まさひこ 上村 雅彦	(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部長
	ほしろ のぶや 保城 宣弥	(独)住宅金融支援機構 首都圏広域事業本部 地域業務第一部 千葉センター長
	よこた かずまさ 横田 和昌	千葉県住宅供給公社常務理事